

大垣商工会議所に係る暴力団排除等に関する確約書

私は、大垣商工会議所の会員加入に際し、次に掲げる事項について確約します。

1. 私は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他(1)から(7)までに準じる者
 - (9) (1)から(8)までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (10) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (11) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (12) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (13) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (14) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (15) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (16) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. この確約に関し、私が虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに、会員加入を取り消されても異存ありません。
3. この確約の確認を行うため、所轄の警察署に意見聴取を行う場合があることに異論ありません。

令和 年 月 日

大垣商工会議所 会頭 田口 義隆 様

住所

事業所名

代表者氏名

印